平成２２年（フ）第１６４５号
名古屋市中川区大畑町２丁目78番地の２　ファーニッシュ太平通1003号
債務者　東島　　昇
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７５１号
名古屋市港区木場町９番地の７　南木場荘１棟1207号
債務者　藤川　広美（旧姓大倉）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７６３号
名古屋市天白区焼山２丁目414番地　ラハイナハイツ焼山303号室、住民票上の住所名古屋市名東区陸前町3007番地　ブルーデル東一社205号
債務者　西村　未央
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８８号
愛知県岡崎市欠町字下口25番地７　ルモン・エスト105号室、住民票上の住所愛知県丹羽郡大口町二ツ屋２丁目19番地１
債務者　木場　和広
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
愛知県岡崎市森越町字河原46番　めぞんリバーサイド102号室、住民票上の住所札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目５番25―501号
債務者　稲場　恒文
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
滋賀県草津市野村５丁目９番34―205号
債務者　山口　賢一
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４８号
大津市雄琴６丁目21番36号
債務者　西井千代子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８１号
大津市光が丘町１番５号
債務者　冨永　嘉子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９３号
大津市和邇高城192番地の73
債務者　草野　一平
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３００号
大津市石山寺辺町220番地の２　中谷正章方
債務者　中谷　和貴
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３７号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の354、従前の住所兵庫県加古川市尾上町口里364番地の３
債務者　杉野　英二
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３８号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の354、従前の住所兵庫県加古川市尾上町口里364番地の３
債務者　杉野　正子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３４６号
兵庫県姫路市家島町宮2165番地14
債務者　小原　龍彦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５３号
兵庫県姫路市飾磨区三宅３丁目47番地、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区清水179番地　グラジオ飾磨駅前704号
債務者　黒田　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市野里中町３番15号
債務者　日下部壽子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７７号
兵庫県加古川市平岡町土山417番地の10、従前の住所兵庫県加古郡播磨町古田１丁目２番33号　プランドールハリマA103号
債務者　藤好　朋世（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７９号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地船頭県住１―414号
債務者　伊藤　英子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部